

官報

平成六年二月二十三日

○第百二十九回 参議院會議録第四号

平成六年二月二十三日(水曜日)

午後六時三十一分開議

○議事日程 第三号

平成六年二月二十三日
午後四時 本会議

- 第一 平成五年度一般会計補正予算(第3号)
- 第二 平成五年度特別会計補正予算(特第3号)
- 第三 平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、国土審議会委員の選挙
- 一、日程第一より第三まで
- 一、民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。
この際、お諮りいたします。
中西珠子君から海外旅行のため来る二十五日から八日間、國弘正雄君から海外旅行のため明二十四日から十五日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

平成六年二月二十三日 参議院會議録第四号 請暇の件 国土審議会委員の選挙 平成五年度一般会計補正予算(第3号)外二件

いずれも許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(原文兵衛君) この際、国土審議会委員一名の選挙を行います。
つきましては、国土審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
よって、議長は、国土審議会委員に寺崎昭久君を指名いたします。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 平成五年度一般会計補正予算(第3号)
日程第二 平成五年度特別会計補正予算(特第3号)
日程第三 平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長井上吉夫君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕
○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。
この際、お諮りいたします。
中西珠子君から海外旅行のため来る二十五日から八日間、國弘正雄君から海外旅行のため明二十四日から十五日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

〔井上吉夫君登壇、拍手〕

○井上吉夫君 ただいま議題となりました平成五年度補正予算(第3号)三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出については、総合経済対策を実施するため、公共事業関係費等の追加のほか中小企業等特別対策費、国際化対応緊急農業対策費等を計上し、歳出の追加総額は二兆一千九百六十億円となっております。

また、既定経費の節減により百八億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、総合経済対策を実施するためのやむを得ざる措置として、公共事業関係費の追加に対応するもの等について建設公債二兆一千八百二十億円を追加発行することとしております。

本補正の結果、平成五年度一般会計第三次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第二次補正後予算に対し二兆一千八百五十二億円増加し、七十七兆四千三百七十五億円となっております。

なお、一般会計予算の補正に関連して、国立学校特別会計等十五特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月十五日国会に提出され、衆議院からの送付を待って、本日、藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、細川内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

以下、質疑のうち、経済・景気動向及び補正予算にかかわるもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

〔参議院予算委員会は国民の景気回復に対する強い要望を踏まえ、第三次補正を早期に成立させる必要性を重視し予算審議を一日間と決定したが、これに対する政府の受けとめ方を聞きたい。政府は平成六年度の経済見通しをどう予測し、経済運営を行うつもりか。総合経済対策は景気回復

には力不足ではないか。〕との質疑に対し、細川内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「景気の現状に配慮され第三次補正の審議を一日間とされたことは、良識の府参議院の見識として高く評価する。二月中に本補正が執行の準備に取りかかることができれば本補正の趣旨にもかかなうもので、ありがたく受けとめている。平成六年度の実質GDPは累次の経済対策の効果で織り込み、望ましい経済の姿を想定し、二・四％の成長を見込んでいる。経済運営については、住宅建設の伸びに加え物価の安定や金利の低下など好ましい要因が見えつつあり、また、総合経済対策等を受けて編成された第三次補正予算と平成六年度予算とをあわせた十五カ月予算によって切れ目のない公共投資を行うなど、あらゆる手段を尽くして経済を元気づけていきたい。また減税については、GDP対比で一・二％、所得課税総額に対しては一六％にも達し、米国のレーガン減税を上回り、この二、三十年の世界の歴史の中で例を見ない大規模なものである。総合経済対策にはこのほか規制緩和や資本の流動化対策等幅広い対策が盛り込まれており、こうした政策が相乗効果を発揮するものと考えている。』との答弁がありました。

質疑は、このほか広範多岐にわたりますが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員が反対の旨意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年度補正予算(第3号)三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。
この際、お諮りいたします。
中西珠子君から海外旅行のため来る二十五日から八日間、國弘正雄君から海外旅行のため明二十四日から十五日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

平成六年二月二十三日 参議院會議録第四号

議事日程追加の件 民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
よって、三案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 ただいま議題となりました民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間都市開発事業を推進して良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、民間都市開発推進機構について民間都市開発事業の用に供される土地を先行的に取得することとができることとする等その業務を拡充することと、これに要する費用の一部について都市開発資金の貸し付けを行うとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

服部三男雄君 矢野 哲朗君 松谷蒼一郎君 吉村剛太郎君
南野知恵子君 楠崎 泰昌君 野間 昶君 清水 達雄君
佐藤 泰三君 合馬 敬君 片山虎之助君 須藤良太郎君
鎌田 要人君 尾辻 秀久君 石川 弘君 陣内 孝雄君
二木 秀夫君 宮崎 秀樹君 竹山 裕君 柳川 覺治君
吉川 博君 香掛 哲男君 林 寛子君 大塚清次郎君
村上 正邦君 宮澤 弘君 大木 浩君 田沢 智治君
井上 吉夫君 林田悠紀夫君 伊江 朝雄君 北 修二君
岩崎 純三君 山本 富雄君 山本 豊秋君 大河原太一郎君
太田 豊秋君

笠原 潤一君 溝手 顕正君 上野 貞雄君 余久八重子君
狩野 安君 河本 三郎君 上野 雄文君 梶原 敬義君
加藤 紀文君 岡 利定君 浜本 万三君 大森 昭君
野村 公成君 成瀬 守重君 鈴木 和美君 及川 一夫君
関根 則之君 大島 慶久君 村沢 牧君 志苦 裕君
真島 一男君 喜岡 淳君 栗原 君子君 峰崎 直樹君
鈴木 貞敏君 中曾根弘文君 今井 澄君 小島 慶三君
小野 清子君 下稻根耕吉君 志村 哲良君 藥科 満治君
木宮 和彦君 北村 哲男君 松浦 孝治君 寺澤 芳男君
斎藤 文夫君 青木 幹雄君 浦田 勝君 岩本 久人君
石井 道子君 佐々木 満君 久世 公亮君 萩野 浩基君
三石 久江君 倉田 寛之君 松浦 功君 谷本 巍君
永田 良雄君 岡部 三郎君 稲村 稔夫君 清水 澄子君
斎藤 十朗君 坂野 重信君 井上 裕君 井上 哲夫君
井上 孝君 新間 正次君 岩崎 昭弥君 泉 信也君
安恒 良一君 紀平 悌子君 大脇 雅子君 山本 正和君
大脇 雅子君 飯田 健一君 山下 健一君 磯村 修君
山田 健一君 日下部雄代子君 櫻井 規順君 吉田 達男君
三上 隆雄君 森 楊子君 深田 暁子君 西岡瑠璃子君
野別 隆俊君 菅野 壽君 大淵 絹子君 篠崎 年子君
千葉 景子君 菅野 久光君 角田 義一君 前畑 幸子君
角田 義一君 村田 誠醇君

國務大臣

木庭健太郎君	白浜 一良君
刈田 貞子君	下村 泰君
吉川 春子君	足立 良平君
猪木 寛至君	常松 克安君
片上 公人君	統 訓弘君
牛嶋 正君	有働 正治君
橋本 敦君	勝木 健司君
山田 勇君	広中和歌子君
及川 順郎君	中西 珠子君
矢原 秀男君	吉岡 吉典君
市川 正一君	吉田 之久君
和田 教美君	大久保直彦君
鶴岡 洋君	高桑 栄松君
黒柳 明君	聴濤 弘君
立木 洋君	上田耕一郎君
内閣総理大臣	細川 護熙君
外務大臣	羽田 孜君
法務大臣	三ヶ月 章君
大蔵大臣	藤井 裕久君
文部大臣	赤松 良子君
厚生大臣	大内 啓伍君
農林水産大臣	畑 英次郎君
通商産業大臣	熊谷 弘君
運輸大臣	伊藤 茂君
郵政大臣	神崎 武法君
労働大臣	坂口 力君
建設大臣	五十嵐広三君
自治大臣	佐藤 観樹君
国家公安委員会委員長	佐藤 観樹君
内閣官房長官	武村 正義君
國務大臣	石田幸四郎君
國務大臣	上原 康助君
北海道的開発庁長官	
沖繩開発庁長官	
(国土庁長官)	

國務大臣	愛知 和男君
(防衛庁長官)	
國務大臣	久保田真田君
(経済企画庁長官)	
國務大臣	江田 五月君
(科学技術庁長官)	
國務大臣	広中和歌子君
(環境庁長官)	
國務大臣	山花 貞夫君
(政治改革)	

議長の報告事項
去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任	清水 澄子君	補欠	稲村 稔夫君
厚生委員	西山登紀子君	補欠	吉川 春子君
農林水産委員	稲村 稔夫君	補欠	喜岡 淳君
運輸委員	喜岡 淳君	補欠	清水 澄子君
労働委員	吉川 春子君	補欠	西山登紀子君
決算委員	西野 康雄君	補欠	糸久八重子君
辞任	山田 健一君	補欠	西野 康雄君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(第百二十八回国会法案第一九号) 厚生委員会に付託 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第百二十八回国会法案第二〇号) 環境特別委員会に付託 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成五年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。 科学技術特別委員会 委員長 中川 嘉美君 環境特別委員会 委員長 竹村 泰子君 災害対策特別委員会 委員長 鎌田 要人君 政治改革に関する特別委員会 委員長 上野 雄文君 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 委員長 木宮 和彦君 地方分権に関する特別委員会 委員長 高木 正明君 規制緩和に関する特別委員会 委員長 永野 茂門君 交通安全対策特別委員会 委員長 山田 勇君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 峰崎 直樹君 (山口哲夫君の補欠) 理事 寺澤 芳男君 (甌正敏君の補欠)

議院運営委員会 理事 村田 誠醇君 (及川一夫君の補欠)	理事 鹿熊 安正君
科学技術特別委員会 理事 志村 哲良君	理事 川橋 幸子君
環境特別委員会 理事 大久保直彦君	理事 石渡 清元君
理事 小野 清子君	理事 堂本 曉子君
理事 河本 英典君	理事 大塚清次郎君
理事 野村 五男君	理事 上山 和人君
理事 江本 孟紀君	理事 下稲葉耕吉君
政治改革に関する特別委員会 理事 関根 則之君	理事 松浦 功君
理事 一井 淳治君	理事 本岡 昭次君
理事 平野 貞夫君	理事 白浜 一良君
理事 吉川 春子君	理事 伊江 朝雄君
理事 坪井 一字君	理事 肥田美代子君
理事 池田 治君	理事 野沢 太三君
理事 宮澤 弘君	理事 渡辺 四郎君
理事 萩野 浩基君	

規制緩和に関する特別委員会

理事 斎藤 文夫君
理事 陣内 孝雄君
理事 野別 隆俊君
理事 古川 太三郎君
理事 矢原 秀男君

交通安全対策特別委員会

理事 狩野 安君
理事 二木 秀夫君
理事 青木 新次君
理事 小林 正君

同日本院は、裁判官訴追委員田沢智治君及び同予備員荒木清寛君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は河本英典君を第四順位とし、第三順位の磯村修君を第二順位とし、第四順位の武田邦太郎君を第三順位とした旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

裁判官訴追委員

寺澤 芳男君
予備員 河本 英典君

同日本院は、国会等移転調査委員会に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 磯村 修君

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫君及び館龍一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、国土審議会特別委員(中国地方開発特別委員会)としてさきに推薦した本院議員岩本久人君の同特別委員の就任辞退による後任として次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

山田 健一君

同日議長は、国土審議会特別委員(離島振興対策特別委員会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

平成五年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 異動

官職名 官職名

外務省アジア局長 竹内 行夫 (解職) 平六・二六
事務代理 局長 上野 博史 官 食糧庁長 同

農林水産大臣官房 日出 英輔 農林水産省農園芸局長 同

農林水産省農園芸局長 高橋 政行 農林水産大臣官房 同

農林水産省農園芸局長 鶴岡 俊彦 農林水産省農園芸局長 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 川島 裕君
農林水産大臣官房長 高橋 政行君
農林水産大臣官房 房総事務官 山本 徹君
農林水産省農園芸局長 日出 英輔君
食糧庁長官 上野 博史君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長川島裕君外四名(同日議長承認)を、第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員 辞任 稲村 稔夫君 補欠 清水 澄子君

厚生委員 辞任 吉川 春子君 補欠 西山登紀子君

農林水産委員 辞任 喜岡 淳君 補欠 稲村 稔夫君

運輸委員 辞任 清水 澄子君 補欠 喜岡 淳君

労働委員 辞任 西山登紀子君 補欠 吉川 春子君

決算委員 辞任 糸久八重子君 補欠 西野 康雄君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することある。

厚生委員会 理事 大島 慶久君 (木暮山人君の補欠)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成五年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日議長は、二月七日のリータ・ウオスカイネン・フィンランド共和国国会議長就任に際し、同議長宛電を発送した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 辞任 岩崎 純三君 補欠 橋崎 泰昌君

決算委員 辞任 林田悠紀夫君 補欠 陣内 孝雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権に関する特別委員 辞任 岩崎 純三君 補欠 吉村剛太郎君

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成五年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

一昨二十一日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省欧亜局長野村一成君の第百二十九回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することある。

外務省欧亜局長事務代理 津守 滋君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長事務代理津守滋君(同日議長承認)を、第百二十九回

国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

三重野栄子君

青木 薪次君

地方行政委員

辞任

補欠

岩崎 昭弥君

久保田真苗君

大蔵委員

辞任

補欠

梶原 敬義君

松本 英一君

厚生委員

辞任

補欠

横尾 和伸君

広中和歌子君

建設委員

辞任

補欠

青木 薪次君

三野野栄子君

久保田真苗君

岩崎 昭弥君

松本 英一君

梶原 敬義君

広中和歌子君

横尾 和伸君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを委員会に付託した。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都
市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正
する法律案(閣法第一号) 建設委員会に付託

平成五年度一般会計補正予算(第3号)(閣予
第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)(閣予
第二号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)(閣予
第二号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)(閣予
第二号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)(閣予
第二号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)(閣予
第二号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)
(閣予第三号) 予算委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日
運輸省海上技術安全局長 小川 健児君
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の
者を、第百二十九回国会政府委員に任命すること
を承認した。

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省海上技術安
全局長小川健児君(同日議長承認)を、第百二十九
回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し
た。

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成五年度一般会計補正予算(第3号)、平成五
年度特別会計補正予算(特第3号)及び平成五年
度政府関係機関補正予算(機第3号)審査報告書
民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都
市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正
する法律案(閣法第一号)審査報告書

審査報告書

平成五年度一般会計補正予算(第3号)
平成五年度特別会計補正予算(特第3号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年二月二十三日

予算委員長 井上 吉夫

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成五年度一般会計補正予算(第3号)は、歳
出において、(1)公共事業費等の追加、(2)中
小企業等特別対策費、(3)国際化対応緊急農業
対策費等合計で二兆一千九百六十億二千二十四
万四千円を追加を行い、他方、既定経費の節減
により、百七億七千六百六十二万九千円の修正減
少を行うこととしている。歳入においては、そ
の他収入三十二億四千八百六十一万五千円の増
収を見込むほか、公債金については、「財政法」
第四条第一項ただし書の規定に基づく公債の増
発二兆一千八百二十億円を行うこととしてい
る。

この結果、平成五年度一般会計予算の総額
は、歳入歳出ともそれぞれ二兆一千八百五十二
億四千八百六十一万五千円増額され、七十七兆
四千三百七十四億九千七百五十六万九千円とな
る。

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)は、
一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別
会計、道路整備特別会計等十五特別会計につい
て所要の補正を行うこととしている。

平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)
は、国民金融公庫、公営企業金融公庫及び中小

企業信用保険公庫について所要の補正を行うこ
ととしている。

なお、財政投融資計画についても、住宅・都
市整備公団、公営企業金融公庫等十六機関につ
いて総額八千四百四十九億円の追加を行うこと
としている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づ
き、特に緊要となったものについての予算措置
であり、おおむね妥当なものと認める。

平成五年度一般会計補正予算(第3号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年二月二十二日

参議院議長 原文兵衛殿

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年二月二十二日

参議院議長 原文兵衛殿

平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年二月二十二日

参議院議長 原文兵衛殿

審査報告書

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年二月二十三日

建設委員長 前田 勲男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、民間都市開発事業を推進して良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、民間都市開発推進機構について、民間都市開発事業の用に供される土地を先行的に取得することができることとする等その業務を拡充するとともに、これに要する費用の一部について都市開発資金の貸付けを行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、平成五年度特別会計補正予算(特第3号)の都市開発資金融通特別会計において、都市開発事業用地取得推進資金貸付金として二百九十一億円が計上されている。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年二月二十二日

参議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第三号まで」の下に「又は第二項第一号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に、「同項各号」を「第一項各号又は前項各号」に改め、「場合」には「の下に」第七条中「その他の業務」とあるのは、「附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る経理」と、その他の業務」と、第十條中「第四條第一項第二号」とあるのは「第四條第一項第二号及び附則第十四条第二項各号」とを加え、「及び附則第十四条第一項各号」を並びに附則第十四条第一項各号及び第二項各号」に改め、「第三号まで」の下に「並びに第二項第一号及び第三号」と、第十六條第二項第二号中「第十條第一号」とあるのは「第十條第一号(附則第十六條第四項において準用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第

十條第三号の建設省令」とあるのは「第十條第三号(附則第十六條第四項において準用する場合を含む。）」の建設省令を定めようとし、又は附則第十四條第四項の建設省令で同条第二項第一号に掲げる業務に係るもの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、当分の間、第四條第一項各号及び前項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。この場合において、第一号に掲げる業務のうち同号の事業見込地の取得を行うことができるのは、平成十一年三月三十一日までとする。

一次に掲げる要件に該当する土地で民間都市開発事業の用に供される見込みがあるものとして建設省令で定める基準に該当するもの(以下「事業見込地」という。)の取得及び管理をし、並びに取得した事業見込地を民間都市開発事業を施行する者に譲渡すること。

イ 住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されておらず、又はその土地の利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められること。

ロ 次のいずれかに該当する土地の区域内にあり、かつ、都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域の区域(同項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市

計画区域にあつては、同法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域内にあること。

(1) 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第三項に規定する既成市街地、同條第四項に規定する近郊整備地帯又は同條第五項に規定する都市開発区域

(2) 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二條第三項に規定する既成都市区域、同條第四項に規定する近郊整備区域又は同條第五項に規定する都市開発区域

(3) 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二號)第二條第三項に規定する都市整備区域又は同條第四項に規定する都市開発区域

(4) 道府県庁所在の市その他政令で定める都市の区域

ハ 面積が政令で定める規模以上であること。

二 機構が取得した事業見込地における民間都市開発事業の企画及び立案並びに調整を行うこと。

三 機構が取得した事業見込地において施行される民間都市開発事業に参加すること(第四條第一項第一号に掲げる業務であるものを除く。)

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第十四條に次の三項を加える。

- 6 機構は、取得した事業見込地について、都市計画法第十二条の五第九項の規定による協定の締結及び地区整備計画を定めるべきことについての要請、同法第十二条の六第六項の規定による協定の締結及び住宅地高度利用地区整備計画を定めるべきことについての要請その他当該事業見込地における民間都市開発事業の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、機構が取得した事業見込地の有効かつ適切な利用の促進を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、前項の措置について指導及び助言を行うものとする。
- 8 機構が取得した事業見込地は、当該事業見込地における民間都市開発事業の施行に支障のない範囲内で、当該事業見込地の買取りを希望する国、地方公共団体その他建設省令で定める公共的団体に譲渡することができ、附則第十五条の見出しを「(附則第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に要する資金の貸付け)」に改め、同条第一項中「附則第二項の下に」及び第五項を加え、同条の次に次の一条を加える。
- (附則第十四条第二項第一号に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行限度の特例等)
- 第十六条 機構は、附則第十四条第二項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができ、
- 2 第八条第九項の規定は、同条第二項の規定による債券で当該債券に係る債務について次項の規定により政府が保証契約をしているものについて準用する。
- 3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、附則第十四条第二項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。
- 4 第十条の規定は、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第五項の規定による貸付金の運用について準用する。
- (都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
- 第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
- 附則第二項中「民間都市開発推進機構」の下に「(以下単に「機構」という。)」を加える。
- 附則第五項中「前項」を「附則第四項及び前項」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。
- 5 国は、当分の間、機構に対し、附則第二項の規定によるものほか、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る事務の管理及び運営に要する費用の財源をその運用によつて得たるための資金を無利子で貸し付けることができる。
- 6 機構は、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項各号に掲げる業務を廃止したときは、前項の規定による貸付金を国に償還しなければならない。
- 附 則
- (施行期日等)
- 1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の規定は、平成五年度の予算から適用する。
- 2 都市開発資金融通特別会計法の一部を次のように改正する。
- 附則第二項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に改める。

平成六年二月二十三日 参議院会議録第四号

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定価

（税別） 本号一部
送料三円（送料別）